

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

(制定) 平成21・03・02財製第3号

平成21年4月1日

(改正) 平成22・02・17財製第2号

平成22年4月1日

(改正) 平成23・03・02財製第5号

平成23年4月1日

(改正) 20130430財情第8号

平成25年5月15日

(改正) 20140311財情第6号

平成26年3月19日

(改正) 20150305財情第2号

平成27年4月9日

(改正) 20160316財情第5号

平成28年4月1日

(改正) 20170307財製第2号

平成29年4月3日

経 済 産 業 省

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

目 次

(目次)	1
(本文)	2
(別表)	
別表	伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費 1 1
(様式)	
様式第 1	交付申請書 1 5
様式第 2	交付決定通知書 2 0
様式第 3	補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書 2 3
様式第 4	補助事業の内容（経費の配分）の変更承認について 2 5
様式第 5	補助事業中止（廃止）承認申請書 2 6
様式第 6	補助事業遅延等報告書 2 7
様式第 7	補助事業遂行状況報告書 2 8
様式第 8	補助事業実績報告書 2 9
様式第 8-1	概算払請求書 3 5
様式第 8-2	精算払請求書 3 7
様式第 9	取得財産等管理台帳 3 8
様式第 10	取得財産等管理明細表 3 9
様式第 11	取得財産の処分承認申請書 4 0
様式第 12	消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書 4 1
様式第 13	企業化状況報告書 4 2
様式第 14	産業財産権等取得等届出書 4 3

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱

(通 則)

第1条 伝統的工芸品産業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 補助金における「組合等」及び「団体等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「組合等」とは、特定製造協同組合等、販売事業者、販売協同組合等、製造事業者、製造協同組合等、連携製造事業者及び連携製造協同組合等をいう。
 - ① 「特定製造協同組合等」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第4条第1項に定める特定製造協同組合等をいう。
 - ② 「販売事業者」及び「販売協同組合等」とは、伝産法第7条第1項に定める販売事業者及び販売協同組合等をいう。
 - ③ 「製造事業者」とは、伝産法第4条第1項に定める製造事業者をいう。ただし、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者に限る。
 - ④ 「製造協同組合等」とは伝産法第4条第1項に定める製造協同組合等をいう。ただし、特定製造協同組合等を除く。
 - ⑤ 「連携製造事業者」及び「連携製造協同組合等」とは、伝産法第11条第1項に定める連携製造事業者及び連携製造協同組合等をいう。
- (2) 「団体等」とは、第4条第1項第5号に掲げる「支援計画に基づく事業」（伝産法第13条第1項に定める支援事業又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（平成13・05・10製第3号。以下「大臣通達」という。）第11項に定める産地支援事業）を実施する者をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、伝産法の規定に基づく各種計画の認定を受けた組合等及び団体等が行う事業に対し当該経費の一部を補助することにより、伝統的工芸品（伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料を含む。以下同じ。）産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費であつ

て、別表に掲げる経費のうち、所轄の経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 振興計画に基づく事業

特定製造協同組合等が実施する伝産法第4条第1項に定める振興計画又は伝統的工芸用具及び伝統的工芸材料に関する取り扱い（平成13・05・10製第3号。以下「大臣通達」という。）第8項に定める産地振興事業計画に基づく事業であって、後継者の確保・育成及び後継者従事者創出育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保、需要の開拓、意匠の開発を行う事業

(2) 共同振興計画に基づく事業

特定製造協同組合等が販売事業者又は販売協同組合等と共同で実施する伝産法第7条第1項に定める共同振興計画若しくは大臣通達第9項に定める産地共同振興事業計画に基づく事業であって、共同需要開拓及び新商品共同開発を行う事業

(3) 活性化計画に基づく事業

製造事業者又は製造協同組合等が実施する伝産法第9条第1項に定める活性化計画若しくは大臣通達第10項に定める産地活性化事業計画に基づく事業であって、従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料についての研究、需要の開拓、原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

(4) 連携活性化計画に基づく事業

製造事業者、製造協同組合等又は特定製造協同組合等が連携製造事業者又は連携製造協同組合等とともに実施する伝産法第11条第1項に定める連携活性化計画若しくは大臣通達第10項の2に定める連携産地活性化事業計画に基づく事業であって、連携して従事者の研修、技術又は技法の改善その他品質の改善、原材料の研究、需要の開拓、原材料についての共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化、消費者への適正な情報の提供及び新商品の開発又は製造を行う事業

(5) 支援計画に基づく事業

伝産法第13条第1項に定める支援計画又は大臣通達第11項に定める産地支援事業計画に基づく事業であって、従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援するために行う事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、原則として毎年度所轄経済産業局長が別に定める期日までに様式第1による申請書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする組合等及び団体等は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 所轄経済産業局長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められるときは、様式第2による補助金交付決定通知書により組合等及び団体等に送付するものとする。

2 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 所轄経済産業局長は、第1項による交付の決定に当たっては、第6条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

4 所轄経済産業局長は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 所轄経済産業局長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 組合等及び団体等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 組合等及び団体等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、よ

り能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 所轄経済産業局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 組合等及び団体等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第5による申請書を所轄経済産業局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

- 第10条 組合等及び団体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 組合等及び団体等は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

- 3 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約等に係る一切の支払は現金によりこれを行ってはならない。ただし、現金による支払以外の方法によることが困難又は不適當である場合は、この限りではない。

- 4 前項ただし書の規定に基づき現金による支払を行う場合には、その支払の内容について、理由を付して所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 組合等及び団体等は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を所轄経済産業局長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 所轄経済産業局長が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、組合等及び団体等が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、組合等及び団体等が所轄経済産業局長に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、所轄経済産業局長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、組合等及び団体等又は債権を譲り受けた者が所轄経済産業局長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等による債権譲渡後も、組合等及び団体等との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら組合等及び団体等と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて組合等及び団体等が第三者に債権の譲渡を行った場合には、所轄経済産業局長が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、所轄経済産業局長が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 組合等及び団体等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第6による報告書を所轄経済産業局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告書)

第13条 組合等及び団体等は、補助事業の遂行及び収支の状況について、所轄経済産業局長の要求があったときは速やかに様式第7による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 組合等及び団体等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から起算して30日以内又はその翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに前項に準ずる報告書を提出しなければならない。

3 組合等及び団体等は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 所轄経済産業局長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定

の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該組合等及び団体等に通知するものとする。

- 2 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第一項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 組合等及び団体等は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第8-1による概算払請求書を、精算払を受けようとするときは、様式第8-2による精算払請求書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 所轄経済産業局長は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 組合等及び団体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく所轄経済産業局長の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 組合等及び団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 組合等及び団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合。
- (5) 組合等及び団体等が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 所轄経済産業局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 所轄経済産業局長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第18条 組合等及び団体等は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）

については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 組合等及び団体等は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 組合等及び団体等は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 所轄経済産業局長は、組合等及び団体等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 組合等及び団体等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11により所轄経済産業局長の承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 組合等及び団体等は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第12により速やかに所轄経済産業局長に報告しなければならない。

- 2 所轄経済産業局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(成果の企業化等)

第21条 組合等及び団体等は、新商品及び意匠の開発に係る補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。

- 2 前項の事業者は、補助事業の完了した日（当該補助事業に続いて、同一補助事業計画名に係る継続の補助事業が実施された場合には、当該継続補助事業の最終の補助事業の完了した日をいう。以下同じ。）の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度の終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、様式第13による報告書を所轄経済産業局長に提出しなければならない。

- 3 第1項の組合等及び団体等は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第22条 組合等及び団体等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、様式第14による報告書にその旨を記載し、所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(収益納付)

第23条 所轄経済産業局長は、第21条第2項又は第22条の規定に基づき提出された報告書に、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、当該補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、当該組合等及び団体等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができるものとする。

(帳簿等の整備)

第24条 組合等及び団体等は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 組合等及び団体等は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、所轄経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 組合等及び団体等は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 組合等及び団体等は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。組合等及び団体等又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も組合等及び団体等による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第26条 組合等及び団体等は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成29年度当初予算成立日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

計画名	経費区分 (事業名)	補助対象経費		補助率
		内容	項目	
振興計画	後継者育成事業	①後継者・従事者育成		1/2 以内 ただし、補助金を申請する特定製造協同組合等において、伝統的工芸品の製造を行う従事者が 60 名以下又は企業（事業所）数が 20 以下の場合には 2/3 以内
		研修講師謝金	講師謝金	
		研修講師旅費	講師旅費	
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）	
		研修教材等諸費	テキスト代（資料作成・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費）、研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む）、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料	
		②若年層等後継者創出育成		2/3 以内
		研修講師謝金	講師謝金	
		研修講師旅費	講師旅費	
		職員旅費	事務局員打合せ旅費	
		研修旅費	研修旅費（研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る）	
	実習・指導費等	実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、実習に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、資料コピー費、実習工房等借料、資料購入費・借料（工程を示した実物見本、完成品を含む）、機器・道具類借料、車両借上費（複数の実習会場間移動限定）、アルバイト賃金、保険料、報告書作成費		
	広報費	募集案内・ポスター作成費又は外注費、発送費		
技術・技法の記録 収集・保存事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	2/3 以内	
	資料収集費	文献等購入費、作品購入費、文献等借料		
	記録フィルム等、記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録フィルム等・記録文献作成費、外注費		

策 事 業	原材料 確保 対	企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	2/3 以内
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費	
		原材料開発研究 調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調 査費、外注費	

計 画 名	経費区分 (事業名)	補 助 対 象 経 費		補助率
		内容	項目	
振 興 計 画	需 要 開 拓 事 業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場 費、会議費	2/3 以内
		展示会開催等 事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、 印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、 アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	
		展示会開催等 事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運 送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注 費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等 を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要 最小限の量）	
	展示会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果 アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アル バイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳 費		
	意 匠 開 発 事 業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場 費、会議費	2/3 以内
		意匠開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注 費（デザイン費等）、専門家旅費、新商品試作費	
		求評会開催等 事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運 送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費（ポス ター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状 作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金、 保険料	
		求評会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果 アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アル バイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳 費	

共同振興計画	需要開拓等共同展開事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	2/3 以内
		展示会開催等 事前準備費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、通信連絡費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費	
		展示会開催等 事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、アルバイト賃金、保険料、外注費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費（必要最小限の量）	
		展示会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費	

計画名	経費区分 (事業名)	補助対象経費		補助率
		内容	項目	
共同振興計画	新商品共同開発事業	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	2/3 以内
		新商品開発費	マーケティング調査費、事務打合せ旅費、専門家外注費（デザイン費等）、専門家旅費、新商品試作費	
		求評会開催等 事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状作成費、発送費、掲載費等）、外注費、アルバイト賃金、保険料	
		求評会等成果 検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費	
活性化計画	活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		2/3 以内
連携活性化計画	連携活性化事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		2/3 以内

支援計画	業 交流 支援 事 材 育 成 ・	講師謝金、講師旅費、研修教材費、資料収集費、印刷・広報費（ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要領・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等）、通信運搬費、借料及び損料、光熱水料、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費	1/2 以内
	サ ー 事 業 産 地 プ ロ デ ュ ー	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、人件費及び振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発事業の補助対象経費とする。	1/2 以内

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称
印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書

上記補助金の交付について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成 21・03・02 財製第 3 号。以下「交付要綱」という。）第 5 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 伝統的工芸品の品目名

【記載例】〇〇焼、〇〇織

2. 計画名（事業名）

【記載例】振興計画（需要開拓事業、後継者育成事業：若年層等後継者創出育成）
活性化計画（活性化事業）

3. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4. 補助事業の内容

別紙 1 事業計画書のとおり

5. 補助事業に要する経費の配分

別紙 2 経費計画書のとおり

6. 補助事業開始及び完了予定期日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 1. 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

2. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

3. 申請者の役員等名簿を添付のこと。

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

事業計画書

①	産地等の現状とありたい姿（ビジョン）について 1) 産地の強み、弱み 2) ありたい姿（ビジョン）	事業毎に記載。 ・産地等のどういう点が強みで、どういう点が弱みと捉えているのかを記載。 ・今後の産地等のありたい姿について、組合（又は事業者）のビジョンを記載
②	産地等の抱えている課題・問題 1) 課題・問題 2) 課題の優先度 3) 分析方法	・これまでに産地等として取り組んできた事業の評価及び前年度事業の評価も踏まえて記載。 ・①を踏まえ、具体的にどういった問題をかかえているのかを記載。 ・課題の優先度を記載・産地の課題・問題を抽出する際に行った分析方法を記載。
③	事業の目的（意義等）	①、②及びありたい姿に近づくためにはどのような事業を行う必要があるのかを踏まえ、事業毎に当該事業を行う目的（意義等）を記載すること。
④	事業における数値目標	産地の現状・課題、これまでの取り組みから得た成果等を踏まえた上で記載。定量的な指標を用いた目標も立てること。（新商品を●件開発する。展示会を開催し、商談●件を目指す。研修の受講人数●人。）
⑤	事業内容 1) 事業の必要性 2) 実施方法 3) 事業の実施期間 4) 事業のスケジュール 5) 事業の実施場所 6) その他	・具体的に何をどこで実施するのか明確に記載。・①を踏まえ、事業毎に当該事業を行う必要性、新規性、先進性、独自性、独創性、効果的な工夫、緊急性、社会的ニーズ、将来性、戦略性などの観点から説明すること。・開始予定日、完了予定日を記載するとともに、事業全体のスケジュールを記載。 ※補助対象となるのは、原則、当該年度3月31日までに支払を完了したもの。
⑥	補助事業終了後の方策（事業の効果・成果） 1) 期待出来る効果 2) 成果の活用・普及方法 3) 自主事業としての位置づけ 4) 今後の事業展開の進め方	・当該事業を実施することで期待できる、事業実施主体または産地全体に対する効果を記載。 ・成果物の活用方法を検討している場合は、それも記載。 ・補助事業終了後、どのように自主事業としての位置づけを行い、継続的に事業展開していくかについて記載。
⑦	前回事業の評価	継続事業の場合は、過去の補助事業の実績を実施主体としてどのように評価しているかを記載。
⑧	委託・外注する場合	委託予定先、委託契約予定日、委託予定期間、委託内容等を記載。

--	--	--

※実施体制（事業参加者）は、別表のとおり。

(別表)

事業参加者

1. 産地の参画事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

2. 外部の専門家・委員

氏名	所属・役職	業種	専門分野・役割・選定理由等

- (注) 1. 参画事業者が組合・任意団体等の場合は、その構成員のうち実際に当該事業に参画する事業者名を記載した上で、「所属組合・団体等」の欄に当該組合名等を記載してください。
2. 「業種」については、製造・卸・コンサル等の別を記載ください。
3. 複数産地が参加する事業であって、事業者が組合等に所属していない場合は、各事業者の伝産品名がわかるように「業種」の欄に伝産品名を追記ください。
4. 必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

経費計画書

1. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分 (事業名)	国庫補助事業 に 要する経費	国庫補助 対象経費	自己調達 資金等	国庫補助金交 付 申請額	備 考
●●事業 (例：需要開拓事業)					
●●事業 (例：意匠開発事業)					
合計					

※「国庫補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費。

※「国庫補助対象経費」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費。

※「自己調達資金等」とは、「国庫補助事業に要する経費」のうち、「国庫補助金交付申請額」以外の額。

※「国庫補助金交付申請額」とは、「国庫補助対象経費」のうち、補助金の交付を希望する額で、その限度額は「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

2. 補助事業に要する経費の調達方法

(単位：円)

費 目	金 額
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
その他(借入金・参加者負担金等)	
国庫補助金申請額	
合 計	

3. 経費積算内訳 (国庫補助対象経費の算出基礎)

(単位：円)

経費区分 (事業名)	内容	算 出 基 礎		備考
【記載例】 需要開拓事業	企画会議費	委員謝金@8,000円×5人×2回	80,000	
合 計				

※振興計画の後継者育成事業における①後継者・従事者育成、②若年層等後継者創出育成の内容は、それぞれ内容に、各々①、②と記載した上で記述すること。

殿

経済産業局長

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった上記の補助金（事業名）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のあった平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計とします。
5. （補助事業者）は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成21・03・02財製第3号。以下「交付要綱」という。）で定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

 - （1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - （2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - （3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - （4）当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - （5）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなります。
7. （補助事業者）は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
 - （1）補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - （2）前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

8. (補助事業者)は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により所轄経済産業局長に報告し、その指示に従わなければなりません。

別添様式

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
補助事業者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金における海外付加価値税還付報告書

上記の補助金（事業名）における海外付加価値税について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第15条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

番 号

年 月 日

経済産業局長 殿

住 所

申請者

名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の
変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の内容
（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第8条第
1項の規定に基づき申請します。

記

1. 事業名
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響
5. 計画変更後の経費の配分

(単位：円)

経費区分 (事業名)	国庫補助事業に 要する経費		国庫補助対象経費		国庫補助金額		備 考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計							

6. 変更後の経費の算出基礎

(単位：円)

経費区分 (事業名)	変更前計画		変更後計画		増減額
	金額	補助対象経費の内容	金額	補助対象経費の内容	
合 計					

(注) 1. 本様式は、日本工業規格A 4縦型とすること。

殿

経済産業局長

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）
の変更承認について

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった上記の補助金（事業名）については、下記のとおり承認します。

なお、本承認により平成 年 月 日付け平成 ・ ・ 第 号「平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付決定通知書」により通知した交付決定額を下記のとおり変更することとしましたので、交付決定通知書の2. ただし書きの規定により通知します。

記

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付けをもって交付申請のあった平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書及び平成 年 月 日付けをもって申請のあった計画変更承認申請書記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	(変更後)	(変更前)
補助事業に要する経費	円 (円)
補助対象経費	円 (円)
補助金の額	円 (円)

3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、計画変更承認申請書記載のとおりとします。

(注) 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（廃止）する事業名
2. 理由
3. 中止の期間（廃止の時期）

- (注) 1. 申請する事業に応じて () 内を適宜修正すること。
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容及び原因
5. 事故に対する措置
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。
3. 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業の遂行状況について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業遂行状況
2. 補助対象経費の経費区分別使用状況
3. 補助事業の効果

(注) 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を平成 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告します。

記

1. 事業名

(1) 実施補助事業の内容

(事業参加者は、別紙 1 のとおり)

(2) 補助事業の成果・効果

(注) 事業目標に対する達成度についても記載すること。

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

費 目	金 額
自己調達資金等	
都道府県の補助金	
市区町村の補助金	
組合等又は団体等の資金	
その他（借入金・参加者負担金等）	
国庫補助金	
合計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

経費区分 (事業名)	国庫補助事業に要した経費		国庫補助対象経費				補助率	国庫補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後計画額	実績額		交付決定額	流用後交付決定額	実績額
合計										

(注) 1. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(ロ) 経費の内訳

総括表に準じて、各経費の実績の内訳を詳細に記載すること。

(単位：円)

経費区分 (事業名)	内容	内訳		備考
(例) 需要開拓事業	企画会議費	委員謝金@8,000円×5人×2回	80,000	日時、場所等
		委員旅費 20,000円+15,000円	35,000	日時、場所、回数等
	展示会開催等事業費	会場費@10,000円×3コマ	30,000	日時、場所等
合計				

(注) 1. 支出の内容・内訳等に応じて、適宜様式を修正すること。

2. 経費の内訳に応じて、「別紙2 補助事業の実施内容」を添付するとともに事業実施状況写真（撮影年月日を明記したもの。）を提出すること。

3. 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

事業参加者

1. 産地の参画事業者

事業者名	業種	従業員数	補助事業中の役割	所属組合・団体等

2. 外部の専門家・委員

氏名	所属・役職	業種	専門分野・役割・選定理由等

- (注) 1. 参画事業者が組合・任意団体等の場合は、その構成員のうち実際に当該事業に参画した事業者名を記載した上で、「所属組合・団体等」の欄に当該組合名等を記載ください。
2. 「業種」については、製造・卸・コンサル等の別を記載ください。
3. 複数産地が参加する事業であって、事業者が組合等に所属していない場合は、各事業者の伝産品名がわかるように「業種」の欄に伝産品名を追記ください。
4. 必要に応じて記入欄を増やして差し支えありません。

補助事業の実施内容

様式第8の2. (2) (ロ)経費の内訳に応じて、下記の様式(1)～(12)に詳細を記載。
 なお、下記様式に該当しない経費等については、記載方法を、所轄経済産業局に相談すること。

(1) 謝金

(講師謝金、委員謝金、研究員謝金、検討委員謝金、専門家謝金、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金)

日付	時間	金額	氏名	内容	受講人数 参加人数	備考
年 月 日	時間	単価×数量			人	
延べ 日間	延べ 時間	合計 円			延べ 人	

- (注) 1. 研修・委員会等への受講者名簿・参加者名簿を添付すること。
 2. 研修のコースや委員会の種類等が複数ある場合は、分けて記載すること。
 3. 内容欄は、具体的に書くこと。

(2) 旅費

(講師旅費、研修旅費、事務局員打合せ旅費、委員旅費、研究員旅費、専門家旅費、調査旅費、事務打合せ旅費、出展旅費、実演等旅費、検討委員旅費)

日付	区間	金額	氏名	内容	備考
年 月 日	〇〇～〇〇	円			
		合計 円			

(3) 会場等の借料及び損料

(研修室借料、実習工房等借料、車両借上費、会場費、借料及び損料、光熱水料)

日付	場所	金額	用途	備考
年 月 日		円		
		合計 円		

(4) 会議費

日付	会議名	数量	金額	会議内容	備考
年 月 日			円		
			合計 円		

(5) 資料作成・収集・印刷等にかかる費用

(テキスト代、資料購入費・借料、実施要領作成・印刷費、実習ガイド作成・印刷費、資料コピー費、報告書作成費、文献等購入費、作品購入費、文献等借料、印刷製本費、記録フィルム等・記録文献作成費、映像資料等作成費、成果アンケート調査用紙印刷費、検討用資料印刷費、研修教材費、資料収集費)

項目	品名等	用途	数量	金額	備考
			○人分	単価×数量	外注・委託した場合は、以下の項目を記載 ①外注先・委託先 ②契約日・期間 ③納品日・検収日 ④金額 ⑤内容
				合計 円	

(注) 作成した印刷物等については、資料添付すること。

(6) 広報費等

(印刷・広報費、募集案内・ポスター作成費又は外注費)

項目	品名等	用途	数量	金額	備考
			○部	単価×数量	外注・委託した場合は、以下の項目を記載 ①外注先・委託先 ②契約日・期間 ③納品日・検収日 ④金額 ⑤内容
				合計 円	

(注) 作成した印刷物等については、資料添付すること。

(7) 物品の購入等にかかる費用

(研修に要する原材料購入費、簡単な工具・用具類の購入費、機器・道具類借料、実習に要する原材料購入費、原材料費、消耗品費)

項目	品名等	用途	数量	金額	備考
			○人分	単価×数量	
				合計 円	

(8) 新商品試作費

品名・種類等	数量	金額	備考
		単価×数量＝	
		合計 円	

(9) 運送費・通信費等

(発送費、出品物梱包及び運送費、通信連絡費、通信運搬費、保険料)

項目	内容	数量	金額	備考
		○個	単価×数量＝	
			合計 円	

(10) 会場設営費等

(会場設営費、装飾費)

項目	内容	金額	備考
			外注・委託した場合は、以下の項目を記載 ①外注先・委託先 ②契約日・期間 ③納品日・検収日 ④金額 ⑤内容
		合計 円	

(11) アルバイト賃金

(アルバイト賃金、アンケート調査集計アルバイト賃金、保険料)

項目	日時	目的	日数・時間	人数	金額	備考
	年月日～ 年月日		○日間 ○時間	人	単価×日 数・時間	
					合計 円	

(12) 委託費・外注費等

(外注費、原材料収集・分析・調査費、専門家外注費 等)

①外注先・委託先	
②契約日・期間	
③納品日・検収日	
④金額	
⑤内容	
備考	

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者 名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第16条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円也

- 1. 交付決定額： 円
- 2. 概算払受領済額： 円
- 3. 今回請求額： 円
- 4. 残 額： 円

(内訳は、別紙のとおり)

- 5. 概算払を必要とする理由

(注) 本様式は、日本工業規格A4縦型とすること。

(別紙)

(単位：円)

経費区分 (事業名)	交付決定額	概算払 受領済額	今回請求額	残 額
小 計				
合 計				

振込先金融機関名

預貯金の種別

金融機関に登録した住所 (〒)

口座名義

口座番号

銀行／金庫

支店

普通・当座・通知・別段 (該当するものに○印)

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金
について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき下記のとおり請求しま
す。

記

	金	円也
1. 補助金交付決定額 :		円
2. 補助金確定額 :		円
3. 概算払受領済額 :		円
4. 今回請求額 :		円

振込先金融機関名	銀行／金庫	支店
預貯金の種別	普通・当座・通知・別段 (該当するものに○印)	
金融機関に登録した住所 (〒)		
口座名義		
口座番号		

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

様式第9

取得財産等管理台帳（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- （注）1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、
 （ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図書類、
 （エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 19 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、
 (ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、
 (エ) 無体財産権（産業財産権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者 名 称 印

取得財産の処分承認申請書

平成 年度の伝統的工芸品産業支援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、申請します。

記

1. 補助事業名
2. 取得資産の品目及び取得年月日
3. 取得価格及び時価
4. 処分の方法
5. 処分の理由

- (注) 1. 補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記載すること。
2. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（経済産業局長が確定通知書により通知した額）円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
4. 補助金返還相当額（3. - 2.）円

- （注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 8 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除による減額等の対象額ではない。
3. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

伝統的工芸品産業支援補助金に係る企業化状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、平成 年度の企業化状況について、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 2 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の企業化等の有無

(1) 補助事業の実施結果の企業化 有 無

(2) 工業所有権の譲渡又は実施権の設定 有 無

(3) その他の補助事業の実施結果の他への供与 有 無

事業名	組合等の 名称	補助金確定額	補助事業に係 る本年度収益	控除額	本年度までの 補助事業に係 る支出額	基準納付額	前年度までの補 助事業に係る累 積納付額	本年度納付 額

(記載注意事項)

1. 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他の当該補助事業の実施結果の他への供与による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。
2. 「控除額」とは、補助事業にかかる経費のうち組合等が自己負担によって支出した額の 5 分の 1 をいう。
3. 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。(補助金及び自己負担金)
4. 「基準納付額」とは補助事業にかかる本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「補助金確定額」を乗じ「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
5. 「前年度までの補助事業にかかる国への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
6. 「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。

番 号
年 月 日

経済産業局長 殿

住 所
申請者
名 称 印

平成 年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る産業財産権等取得等届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に関し、下記のとおり産業財産権等の取得（譲渡、実施権の設定）をしたので、伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱第 2 2 条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の概要
3. 産業財産権の種類（番号及び産業財産権等の種類）
4. 産業財産権の内容
5. 相手先及び条件（譲渡、実施権設定の場合）

- （注） 1. 補助事業名は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった補助金名、事業名を記入すること。
2. 申請する事業に応じて（ ）内を適宜修正すること。
3. 本様式は、日本工業規格 A 4 縦型とすること。